

議案第52号

墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
墨田区東駒形コ ミュニティ会館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 東駒形TRC賀川記念館グルー プ 代表者 株式会社図書館流通 センター 代表取締役 細川 博史	令和3年4月1日から令 和8年3月31日まで

(提案理由)

墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者を指定する必要がある。